HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1950年代北海道における貧困調査
Author(s)	杉村, 宏
Citation	北海道大學教育學部紀要, 53, 27-50
Issue Date	1989-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29331
Type	departmental bulletin paper
File Information	53_P27-50.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

1950年代北海道における貧困調査

杉村　宏

A Study of Social Surveys in Hokkaido (1950s)

Hiroshi SUGIMURA

目　次

1　課題と方法 …… 27
1）課題の限定 …… 27
2）貧困調査検討の視点 …… 28
2　貧困層の推計 …… 32
1）諸資料の性格と相互の関連 …… 33
2）調査の方法と結果 …… 34
(1)　『北海道生活白書』 …… 34
(2)　『北海道における階層分化の形態と貧困の類型』 …… 36
(3)　『北海道における貧困階層の推計』 …… 42
(4)　『昭和35年度被保護者調査　Ⅰ　貧困層の推計』 …… 43
3　小　括 …… 44

1　課題と方法

1）課題の限定

小論は，1953年を画期としておおよそ1950年代をとうして北海道で行なわれた貧困調査を対象とした，「調査の調査」[1]という性格をもつ。

のちに述べるとおり，この時期の貧困調査をつうじて階級・階層の動態的把握，階層内部の生活の枠組（生活構造と呼んでもよい）の解明，貧困層の量的把握の主要な３つの領域が確立し，北海道における地域社会構造の動態が，広い意味における貧困階層を基軸として解明されたと言うことができる。そこで，この時期の「調査の調査」をつうじて明らかにすべき課題は以下の３点である。

(1)　貧困調査にかぎらずおよそ社会調査である限り，事実の発見を意図しておこなわれる。そこには発見の方法がなければならない。その方法は多様にありうるが，この時期の北海道においては，主要には２つの方法，１つは階級・階層論的方法であり，今一つは生活構造論的方法ともよぶべきものである。この２つの方法論は全く別個のものとしてあるのではなく，階級・階層の動態をとらえるという点では基底的な共通項を有しながら，その拠ってたつ学的基盤，対象認識のちがい，調査手法等でなお異質な面を有している。特にこの２つの方法論の主な担い手たる江口英一氏と籠山京氏を想起するならば，その独自性はさらに鮮明になる。この２つの研究方法が，この時期北海道の貧困調査をめぐり，ぶつかりあい協働しあいながら展開・発展してきたとみることができる。[2]　第１の課題は一連の貧困調査を比較検討し，その流れを明らかにすることである。

(2) 社会調査が，社会的事実の発見をめざす以上，それは何らかの社会的実践，運動とのつながりを必然的に要請する。すくなくともその契機を社会調査に内在させているとみることができる。

「許容することのできない不平等」[3]たる貧困を対象とした社会調査は，まずもってその救済手段たる社会保障・社会福祉の現実を常に批判し，その改善の方策を示唆するであろうし，貧困階層を生み出す機構・構造を告発してやまないにちがいない。後にみられるとおり，この時期の貧困調査は，主に被保護世帯生活実態調査として行われているが，このことからも明らかなとおり，この時期の社会保障・社会福祉制度として，ほとんど唯一貧困救済制度として機能していた，生活保護制度とのかかわりが問題となる。そこにどのような問題があったのか，また実践的な含みはどのようなものであったのかを検討すること，これが第2の課題である。

(3) 貧困調査によって明らかになった社会的事実の吟味を行う。その内容は，1でも触れたが貧困層の存在量，その形成過程，貧困層の生活の枠組みをできるだけ時系列にそって縦断的に検討したいと思うが，小論の課題からして概観する程度にとどまる。これらの課題を検討するために用いる資料は，やや長い時期でとってみると第1表のようになるが，時期を限定すると，おおよそ次の3つの系列にまとめることができる。

第1の系列は，北海道庁の編になる『北海道白書』[1953年（昭和28年）刊行] の続編として1954年（昭和29年）にガリ板刷りで公表された，『北海道における階層分化の形態と貧困の類型』 1～9を出発点として，主として貧困層の推計を行っている諸調査。

第2の系列は，『昭和32年度被保護者生活実態調査報告－貧困層とその所得構造』Ⅰ～Ⅴ[1959年（昭和34）刊行] を中心として貧困層の所得・消費構造および階級・階層構造の変動を取り扱った諸調査。

第3の系列は，基本的には第2系列の調査の一環ではあるが，貧困層の生活指導と子弟の教育にかかわる調査で，『昭和31年度被保護者生活実態調査報告第二部 —— 被保護結核世帯の生活指導』[1958年（昭和33）刊行] と『昭和29年度被保護者生活実態調査報告－貧困児童の教育』[1956年（昭和31）刊行] である。被保護者世帯の貧困の現実をふまえた上で，その生活の改善の方向を世帯の内外の要因と「主体性」[4]にもとめようと模索した成果として注目したい。

以上のような対象と課題を，どのような方法・視点で明らかにするのか，あるいは貧困「調査の調査」をおこなうにあたり，いかなる仮説を設定するのか，その前提をどのように考えたらよいのかという点が，まずもって問題とされなければならない。地域社会構造の動態を検討する上であらかじめ考察すべき点を，節を改めて述べておこう。

2）貧困調査検討の視点

1950年代の被保護世帯の生活実態を対象として貧困調査を行うということはどのような意味をもつであろうか，またそこでは，地域社会構造とその動態把握および被保護層を貧困層として顕在化せしめる装置としての生活保護制度に対して，いかなる認識が形成せられたのであろうか。

50年段階においては，未だ敗戦後の混乱期にあり，経済の戦前期復帰はなされていなかった。1950年（昭和25）国勢調査の結果によれば，北海道の農林水産業就業者は，48.3％にのぼり，道内就業者のほぼ半数はなお第1次産業にとどまっていた。しかも同年新生活保護法が施行されたが，その基準は1948年（昭和23）8月の第8次改訂でマーケット・バスケット方式を採用したとはいえ，なお「科学者の態度を以って」[5]決定されたとは言い難い状況であった。当時の貧困層と

第1表　1950年代北海道における貧困調査一覧

年　次	書　　名	分類	発　行　者(著者)
1950(25)	特殊婦人についての一考察		道民生部児童課
1950(25)	街娼についての調査(第2部)		北海道大学調査班
'51(26)	北海道の戦後開拓		北海道開拓部
'51(26)	非行少年の実態—札幌市における発生の地域的関係について—		民生部(関)
'51(26)	被保護者生活実態調査報告第2部		民生部社会課
'51(26)	北海道における要保護者生活実態調査集録		北海道民生委員連盟
'51(26)	北海道における母子世帯の研究		
'52(27)	社会保障制度推進に関する調査研究報告書		北海道社会福祉協議会—
'52(27)	北海道における産業労働経済の現況と展望		開発委員会(国民経済研究協)
'53(28)	北海道における階層分化の形態と貧困の類型(都市・箱館)		開発委員会(伊藤)
'53(28)	北海道における階層分化の形態と貧困の類型(都市・帯広)		開発委員会(関・笹森)
'53(28)	北海道における階層分化の形態と貧困の類型(畑作・佐呂間)		開発委員会(金田)
'53(28)	北海道における階層分化の形態と貧困の類型(水田・多寄)		開発委員会(林)
'53(28)	北海道における階層分化の形態と貧困の類型(主畜・別海)		開発委員会(籠山・伊藤)
'53(28)	北海道における階層分化の形態と貧困の類型(山村・白滝)		開発委員会(高島)
'53(28)	北海道における階層分化の形態と貧困の類型(漁村・砂原)		開発委員会(村岡)
'53(28)	北海道における階層分化の形態と貧困の類型(漁村・苫前)		開発委員会(中鉢)
'53(28)	北海道における階層分化の形態と貧困の類型(炭鉱・歌志内)		開発委員会(城戸崎他)
'53(28)	北海道における日雇労働者の実態調査		職安課
'53(28)	北海道の社会保障の現状(社会保障計画資料編3号)		開発委員会
'53(28)	北海道生活白書		北海道
'53(28)	被保護者の生活歴に関する調査研究		道社会福祉研究所(江沢繁)
'54(29)	北海道における社会構造の研究—地域社会の類型化—		開発委員会(籠山・菊野他)
'54(29)	28年度被保護者生活実態調査報告(第1部生計費)		民生部(籠山・高山)
'55(30)	北海道における公共事業とその労働市場との関連に関する調査		開発委員会(国民経済研究協)
'55(30)	北海道における貧困階層の推計		開発委員会(籠山・石田)
'55(30)	28年度被保護者生活実態調査報告(第2部労働・消費)		民生部(籠山・高山)
'55(30)	28年度被保護者生活実態調査報告(第3部保護基準)		民生部(籠山)
'56(31)	貧困児童の教育(29年度被保護調査)		民生部(籠山・石田)
'57(32)	北海道結核実態調査報告		衛生部(坂村)
'57(32)	年度被保護者生活実態調査報告(生計費等の地域差)		民生部(籠山)
'58(33)	被保護結核世帯の生活指導(31年度被保護調査—2部)30		民生部(籠山・高山)
'59(34)	貧困層とその所得構造(総括編　32年度被保護調査1)		民生部(籠山)
'59(34)	貧困層とその所得構造(農村編　32年度被保護調査2)		民生部(籠山)
'59(34)	貧困層とその所得構造(山村編　32年度被保護調査3)		民生部(石原)
'59(34)	貧困層とその所得構造(漁村編　32年度被保護調査4)		民生部(江口)
'59(34)	貧困層とその所得構造(都市編　32年度被保護調査5)		民生部(籠山・石原)
'62(37)	貧困層の実態とその問題点(35年被保護調査)		民生部(籠山・在原)
'63(38)	貧困層とその家計費におよぼす基準改訂の影響(36年被保護調査)		民生部(籠山)

注;年次は発行年次で示した。『北海道社会福祉事業史』(1987年刊　道社会福祉協議会)
によるものと一部異なるが、調査年次と発行年次のずれによるものと思われる。

その救済制度の状況を一言で表現すれば，一方では都市に顕在化した失業者「竹のこ」生活者などの貧困層と，同じ重みをもって農山漁村に潜在する膨大な貧困層の存在があり，他方では無差別平等に最低生活の保障を行うことを目的とした，近代的な社会保障の一翼を担うべき生活保護制度が創設されたとはいえ，なおその救済機能は不完全なものでしかなかったという状況があった。[6)]

都市と農山漁村における貧困調査を，被保護世帯の実態をとうして行うという方法もこうした状況の反映である以上，農漁民層分解・分化過程を基軸とした「社会階層論」的方法に収斂される必然性もここにあったと考えられる。そればかりではない，貧困層としからざる層を区分するものさしを設定し，それによって貧困層を測定するという方法には次のような原理的な難点が存在した。[7)]

第1には，このような方法の前提に，すべての住民の生活は消費者という面で等質であるということでなければならないという点であり，社会階級上の地位，職業と労働の社会的要因，生活様式など異質な社会集団に属している現実を無視することになるという点である。すなわち一定の水準をもって貧困であるか否かを決めるためには，すべての世帯が同一の消費支出の法則に支配されているという仮定があり，理論的に無理があること。また，第2に，最低生活水準によって測定した貧困層にとって，いかなる政策により解決をはかるかという，政策手段にかかわる実態を明らかにすることができないという点である。たとえば，一般賃労働者の場合，賃金の最低限を保障することが望ましいか，その業種に補助金を出して賃金支払い能力をますことが望ましいか，あるいはまた労働者に直接賃金の補助を行うことが望ましいかは判断できず，結局消費生活を，いかに測定に用いた水準が想定した「あるべき姿として描いた生活」を営むように「生活指導」を行うかということにならざるを得ないことであった。こうした点から，社会階層論的方法がこの時期の貧困研究の有力を方法として位置ずけられたと考えられる。

それではこうした方法と，生活構造論との関係はいかなるものであったと仮定しうるだろうか。生活構造論はもともとその方法によって独自性を有しているが，しかし階級・階層の生活様式を認識する方法として，当初から強く社会階級・階層を意識していたと考えられる。さらにその主要な関心が，生計費の収入と支出の枠組にむけられ，敗戦後の窮乏生活を対象とした時期に，最低生活費論と結びつき，生活構造変動が社会階層移動の指標として貧困研究の方法に練りあげられていった。

その中核をなす理論が「履歴効果」論であろう。図1のシエマ図に即してみれば，エンゲル線が変曲をはじめて（B点）なおしばらくは実収入が減少しても実支出が逓減せず（B～C間），

図1 エンゲル線の変曲シエマ

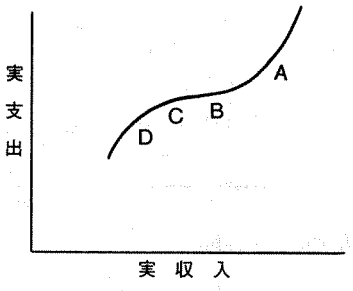

出典 注8）と同じ

ある収入以下になるとまた変曲して支出も逓減するという。[8)]

この場合，A～C点間は一つの生活構造の維持が実収入の低下によって不可能になっていき，なんとかその維持に苦しんでいる期間であり，C～D点は，維持をあきらめ，低い実収入に応じた新しい生活構造へ組み替えをおこしている時期であるとみる。この維持・抵抗こそを生活構造における履歴効果の発現であるが，それをつきやぶる変動が階層転落にほかはらない。

このような生活構造論的方法は，家計調査資料を必須とし，また理論的には階級・階層毎に生活構造があり，その変曲のあらわれ方も多様で，地域社会構造変動をこのような視点から解明するのには技術的な困難をともなうが，最低生活水準をめぐる貧困階層の生活実態にせまる方法としての有効性は高いと言わなければならない。

以上の点をふまえて，被保護層を中核とする貧困層の生活構造と生活保護制度の関係をどのようにみるべきであろうか。

筆者は，かつてわが国の社会保障制度の中における生活保護制度の特異な位置に関連して，「国民諸階層が資本・賃労働関係にくみこまれている，いわば圧倒的部分が労働者階級によって構成されている社会では，労働者および彼の家族に対して社会的に発生する生活障害に対する社会保障制度が体系化する必然性があると考えられるが，未だ旧中間層としての自営業層が，労働者階級とならんで大きな比率を占める国では，社会保障は未成熟で公的扶助の相対的独自的の比重は大きなものとなる」と指摘したことがある。[9)]

階級・階層構成のちがい，したがって自営層分解の度合とその国の社会保障の体系化，そこにおける公的扶助＝生活保護制度の位置に対する着目という点では，今日でも一つの視点たりうると思うが，この指摘は次の2点でなお不十分なものであった。

第1には，社会保障の中に本来組み込まれている公的扶助を，社会保障と相対するものであるかのように描き出し，公的扶助の独自性のみを強調しているが，これは戦後段階におけるわが国の社会保障のいびつな展開―すなわち1950年代に生活保護中心に展開していった事実―を説明したにすぎず，自営業層が広範に存在する社会でなぜ公的扶助のみが大きな比重をもつのか，その必然性を明らかにすることにはなっていない。

この点に関しては，雇用労働者が就業者全体の圧倒的な部分を占めるに至っていない段階で，近代的社会保障が未整備なためにたえず貧困層へ脱落・下降する様々な階層の人々を，資産調査（ミーンズ・テスト）による抑制と「慈善的」な方法によって安上りに救済し，しかも貧困がもたらす社会不安をある程度陳静化する安全装置として活用したとみるべきであろう。

しかしより根源的な問題は，次の点にある。公的扶助が近代的社会保障制度の一環である以上，自営業層が広範に存在する社会ではよくその機能を発揮し得ないという点である。公的扶助制度はある社会の発展段階における最低限の生活を所得保障によって行おうとする制度である。このことは次の諸点を前提とする。

(1) 最低限の生活の具体的表現が，貨幣をもって示される最低生活基準であるとすればそれが想定している生活（ここでは消費生活の局面に限定してみる）水準もまた，貨幣によって測定されたものでなければならない。最低生活基準の算定方式が，マーケット・バスケット方式から出発している歴史的事実に象徴的に示されているように，そこにおける消費生活の内容は，文字どうり商品市場を前提とした，そしてまた生活に必要な商品の市場での購入によってのみ，その生活を維持する階級に対する所得保障であるということである。

自営業層とりわけその圧倒的部分を占める農民層が生産手段を所有し，自給的経済過程をそ

の生活の枠組のなかに内包している段階で，その生活の水準を貨幣をもって表現する一本の線＝最低生活水準線で評価することに，そもそも無理があると考えられる。このことは最低限の生活を所得保障をもって行う公的扶助制度では，農民層の貧困を緩和することなどほとんど不可能であるということを含意している。

(2) 労働者階級の生活の最低限保障は，生活の多様な局面に対応したものでなければならないと同時に，公的扶助が第一義的にになうべきものではない。ベヴァリッジ計画によるまでもなく，労働者階級の全生涯にわたる安定的な生活の維持は，まずもって賃金の最低限が確立されることであり，さらに老人と児童の社会扶養（老齢年金と児童手当など）の実現，健康保障の整備（予防・リハビリテーションをふくむ医療保障，障害年金など）によって行われなければならない。公的扶助は，そのような体系が確立してもなおその体系から個別の事情によって漏れおちる人々を，最低限の水準で守るいわば「安全網」（セーフティ・ネット）としての機能であり，補完的なものである。しかし，社会保障のこれからの諸制度が未だ不完全，不十分な場合に，補完的役割から代替的役割へ「格上げ」されることになる。

生活保障制度がその対象を「すべて困窮する国民」という，階級・階層的に無規定的な表現にとどまっている事実も，この段階における労働者階級の成熟の度合に応じた，従ってまた社会保障制度の未成熟な段階における体系規定だと言われなければならない。[10]

以上のことを前提にして1950年代の貧困調査を検討するとき，被保護層を対象として社会階層論的方法によってその生活構造にまで立ち入って行おうとした諸調査は，幾多の困難に遭遇せざるを得なかったであろうことは想像に難しくない。このような中にあって，小論で設定した課題がどのように展開していったのか，順次みていくことにしたい。[11]

2 貧困層の推計

ここでとりあげる調査報告書は次の通りである。

『北海道生活白書』［1953年（昭和28）年刊］北海道庁

『北海道における階層分化の形態と貧困の類型』［1953年（昭和28）年刊］北海道総合開発委員会事務局

このシリーズは以下の9分冊よりなる。

		地域	調査員	
1	都市	函館市	伊藤 森右ェ門	（北海道学芸大助教授）
2	都市	帯広市	関 清秀	（北海道大学助教授）
3	農村	多寄村	林 善茂	（北海道大学助教授）
4	〃（畑作）	佐呂間町	金田弘夫	（北海道大学講師）
5	〃（主畜）	別海町	籠山京	（北海道大学教授）
6	山村	白竜町	高島正彦	（北海道大学助教授）
7	漁村	砂原町	村岡夏雄	（北海道大学講師）
8	漁村	苫前町	中鉢正美	（慶応大学助教授）
9	炭鉱	歌志内町	北海道開発委員会事務局員[2]	

『北海道における貧困層の推計』［1955年（昭和30）年刊］北海道総合開発委員会事務局

『昭和35年度被保護者生活実態調査報告―貧困層の実態とその問題点，Ⅰ貧困層の推計―』［1962年（昭和37）年刊］北海道民生部

1）諸資料の性格と相互の関連

『北海道生活白書』は，その序言で「……『白書』を作成したゆえんは，あらゆる施策のはじめであり，同時に最終の目標である道民生活の実相をあるがままに把握し，これによって道における諸施策の根本的基準を求めんとした……」[3]とあるとおり，決して貧困層の推計だけを意図したものではない。その構成は，

第1章　人口構成とその推移
2　就業者構成と就業の状況
3　道民所得の態様とその水準
4　家計支出からみた生活構造
5　消費水準の跛行性と困窮者問題
6　社会保障機構の利用
7　公共施設とその利用状況
8　道民生活の相対的態様

となっており，政府指定統計を利用して，道民生活の実態を明らかにしようとしたものである。それにもかかわらず，この系列の調査資料として扱った理由は2つある。

第1には，第5章の冒頭で「(社会) 階層の上下差がどのように分布し，またどのように変動しつつあるのか。そうしてこのような上下差が果たしてどのように各階層の生活構造の中にあらわれ，またこれら下層の生活困窮者がどのようにしてこれを克服し，あるいは事態の変動に適応して動こうとするであろうか等は，当面分析しなければならない実践的な問題である。」[4]として，貧困層の形成と分布およびその生活構造の解明を強く意識し既存統計資料およびオリジナルな調査結果『北海道における母子世帯の研究』(1951年刊　北海道民生部)，『本道における要保護者生活実態調査集録』(1951年刊　北海道民生委員連盟) に基いて，「困窮者層の生活状態」[5]を取り上げていることによる。

第2には，『北海道における貧困階層の推計』が，『白書』の「続編として，微視的な視点から道民生活を階層的に把え」た，『北海道における階層分化の形態と貧困の類型』の一連のシリーズに基き「貧困階層の深さと拡がりを推計したもの」であり，総合開発計画の目標である道民生活の向上は，まずもって「貧困階層を向上させ自立せしめることによって解決し去るという方向」[6]が示されており，『白書』の意図もそこにあったと考えられるからである。

『北海道における貧困層の推計』は，上記のシリーズの総括編にあたるもので，執筆担当者は，籠山京を代表とする北大教育学部の石田忠，高山武志，伊藤博，藤田雄太郎の各氏である。このことから，シリーズの担当者は調査対象地域毎に並列的に扱われているが籠山京を中心とする北大教育学部グループがその立案，企画に深くかかわっていたとみて間違いない。[7]

『昭和35年度被保護者生活実態調査報告』は，3編構成になっており，全体としては被保護層の消費生活水準が，低所得世帯のそれに対してさえ著しい格差があることを明らかにし，「積雪寒冷という障害にぶつかって惨ましく歪んでしまっている」[8]ことに対する地域的配慮を示唆した内容になっているが，そのⅠ編で前提となるべき貧困層の推定を行っている。この推計が行われた時期のそれまでの推計と異なる点は，1954年（昭和29年）から毎年公表されるようになった『厚生行政基礎調査報告書』の「低消費水準」世帯の推計を強く意識している点である。

厚生行政基礎調査の第1次報告を引き金にして，被保護層と生活水準（消費水準）が実質的にかかわらない「ボーダーライン層」[9]の存在が，社会福祉・社会保障の動向をめぐって研究者間の

みではなく，国家と国民の間で激しくあらそわれていた時期であったことを想起するならば[10]，その点への目くばりは当然あったといえる。

以上がここで吟味する資料の性格と相互の関連であるが，これにかかわって次の2点を指摘しておきたい。

これらの一連の貧困層の推計は，一応全道を視野においたものである。そうであるとすれば，その推計結果が妥当なものであるとする前提として，全道の市町村すべてについて測定することが望ましいにはちがいないが，限られた研究者によって，（しかも最大の難点である）限られた費用によって，よくこれをなしえないことは自明である。

そこで，あらかじめ北海道の地域社会構造を一定の基準で類型化し，貧困層の推計に適した地域選択を行うという方法が取られている。こうした調査の前提となる調査として，次の2つをあげることができる。

『北海道における社会構造の研究―地域社会の類型化―』（1954年刊　北海道総合開発委員会事務局，執筆総括籠山京）

『地域の社会構造の類型に関する研究』（1955年厚生省社会局委託調査，担当者籠山京，江口英一）

これらの調査の詳細は，小論の課題の限定からして別にゆずらざるを得ないが，ここで取扱う一連の調査は，この類型化に基いて対象地域の選定を行っているという共通性を有していることだけを指摘しておく。

第2に，貧困層の推計は『昭和35年度調査』のあとしばらく途切れ，1970年段階に至って札幌市を対象とした『大都市における低所得層の調査』（1974年　北海道社会福祉協議会，執筆者高山武志）へとつづくが，その関連性と断絶に関しては，次節での調査方法に限定して考察することにしたい。

2）調査の方法と結果

(1)　『北海道生活白書』

白書の第5章「消費水準の跛行性と困窮者問題」の分析方法について検討する。この章は，3節構成に成っており，第1節で所得階層別にみた生活状態を取り上げ，以下第2節困窮者層の生活状態，第3節困窮者に対する公的扶助となっている。先にも触れたが第2節では一部独自に行った調査結果を用いているが，第1節は北海道統計課『特別消費者価格調査（昭和26年度）』，農林省統計調査部『農家経済調査（昭和25年）』，水産庁『漁家経済調査（昭和25年）』を用いており，第3節は道民生部社会課調べ『被保護者統計』を用いている。したがって，第2章の一部分を除けば，官庁統計を利用して概要を把握しようとするわけであるから，調査の方法といっても統計の利用の仕方に何等かの工夫があるかという程度にとどまるが，以下各節毎にみていくことにする。

第1節は更に一般市民世帯と勤労者世帯（都市住民世帯），農家世帯，漁家世帯の3つの世帯類型に区分し考察されているが，都市住民世帯については，4000円未満にはじまり2000円きざみで30,000円までを層化し，あと30,000円以上層を加えた15段階の所得階層別に各支出費目の変動をみているのに対して，農家世帯にあっては経営規模を8段階に区分し（1町以下，1～2町，2～3町，3～5町，5～7町，7～10町，10～15町以上）さらに，函館，札幌，北見，帯広，の4地区を代表させて，地区別経営規模別農家経済構造の分析を行っている点で，階層区分に工

第2表　1951年(昭和26)当時の生活困窮者層の推計

	世帯	人員	調査時期	資料
日雇労働者	—	13,812人	27年 2月	日雇労働者実態調査(道職安課)
新規求職者	—	14,064人	26年月平均	労働市場年報(道職安課)
うち失業者	—	(7,762人)	同上	労働市場年報(道職安課)
引揚者	—	約140,000人	26年3月末	労働市場年報
うち未就業者	—	(9,800人)	同上	労働市場年報
母子世帯	2万数千世帯	約80,000人	26年	北海道における母子世帯の研究
要保護世帯	8,209世帯	41,374人	26年1月	本道における要保護者生活実態調査集録(道民生委員連盟)
被保護世帯	21,414世帯	70,258人	26年8月	道民生部社会課調べ
要保護・被保護世帯計	29,623世帯	111,632人		
全道比	3.84%	2.60%		

(北海道生活白書により作成)

第3表　『北海道における階層分化の形態と貧困の類型』調査担当者と低所得・貧困階層の推計方法

地域		調査担当者	低所得層・貧困階層の推定方法
都市	帯広	関清秀	住民税課税水準と職業的特徴から推計
	函館	伊藤森右ェ門	同上
農村	多寄(水田)	林善茂	被保護世帯＋準保護世帯(廃止世帯)
	佐呂間(畑作)	金田弘夫	被保護世帯＋要保護世帯(民生委員選定)
	別海(主畜)	籠山京	耕地経営反別階層中被保護層の出現する階層の発見
山村	白滝	高島正彦	被保護層
漁村	砂原	村岡夏夫	所得が最低生活費の1.5倍未満で家計費が1.6倍未満の階層の発見
	苫前	中鉢正美	漁船所有形態，仕込親方との関係，収入・支出水準を組合せた階層中被保護層の出現する階層の発見
炭鉱	歌志内	開発事務局	職業と所得水準をもとに階層分類を行い，更に社会保障の適用，福利施設利用の行い得ない階層の発見

(同報告書より作成)

夫がみられる。さらに農家の階層化については，「農業の機械化，営農費，肥培管理，労働投下等の面も総合してみなくては，生活内容の上下は判断できない」[11]として農家世帯の貧困問題の解明を「後日に俟ちたい」と保留している点で注目される。

漁家世帯については，無動力船漁家，3屯未満動力船（所有）漁家，3～5屯漁家，5～10屯漁家の4階層に区分して考察している。総じてこの節では，エンゲル法則が妥当するのは一定の水準までであることの指摘にとどまっており，貧困層の確定はおこなわれていない。

これにたいして第2節は，「労働不安定としての」[12]日雇労働者，失業者，「戦争の落し子的な」[13]引揚者，母子世帯，そしていわゆる要保護者を「困窮者層」として把握しようとした点で，測定を意図していると言いうる。

推定数を整理すると，第2表のとおりである。日雇労働者から母子世帯に至る推定人員は，当然重複する対象を含むであろうから，その総計を，いうところの「困窮者層」とするわけにいかないが，これらの層を母体として析出せられた「要保護世帯」8,209世帯41,374人はいかにも少ないと思われる。全道の総世帯・総人口に対する比率は，それぞれ1.16％および0.97％であり，被保護世帯21,414世帯，被保護人員70,258人（全道比各々2.68％　1.68％）にくらべても半数以下の水準にとどまっている。ともあれ，生活保護を受給していないが，保護を要する状態にある世帯が不十分ながらも把握されている点では重要である。

また，母子世帯と要保護世帯については，独自の調査に基く分析が試みられており，この時期以降の貧困調査の課題を提供していることも注目する必要がある。

職業上の特徴は，母子世帯にあっては，「勤務先のある者」＝雇用労働者38％，手仕事・賃仕事者21％，日雇行商20％，自営業12％，無職9％という構成であるが，要保護者世帯にあっては，日雇25.5％，農業17.3％，家内労働者（手仕事・賃仕事）7％等の他，完全失業者10.2％，非労働者の世帯11.0％等となっている。

(2)　『北海道における階層分化の形態と貧困の類型』

先に述べたとおり，このシリーズは，2都市，3農村，2漁村，1山村，1産炭地の9地域を対象として調査が行われているが，地域の社会階層構成が異ることは当然としても貧困層の推計方法，類型化の手法等についてもかなり異質なものとなっている。これらの異質な方法による調査結果をもとにして，「北海道における貧困階層の推計」が行われているが，調査結果の検討はそこにゆずることにして，ここでは貧困層の範囲決定とその類型化に至る方法に関して述べることにする。

この一連の調査はその報告書の冒頭で述べているように「巨視的観点に立つ，道民生活の実態について考察した『北海道生活白書』の続編として，微視的な視点から道民生活を階層的に把握し，道民生活の一般的平均的な傾向の背景にある跛行性の問題とその低い水準の延長線にある生活困窮者の問題を考察し，社会保障計画，雇用計画の基礎資料たらしめ」[14]ることを目的としていたのであるから，2都市をのぞく対象地域すべてで，被保護世帯を含む地域住民の抽出調査に基く事例検討が行われている。低所得層・貧困階層の推定方法をまとめると第3表のとおり，対象地域にきわだった特徴のあることがわかる。

すなわち，

ａ）都市部においては，地域住民の所得状況を個別調査で行うことはその対象数の多さからして困難であるため，住民税（市民税）の課税状況を用いて所得階層を設定し，一定の水準以下の所得しか有しない世帯の職業的特徴の検討を行い，職業階層別に貧困層の割合を推計して，全体

像を把握するという方法がとられている。

b）農山村地域の調査では，別海町を除いて被保護層およびその周辺層の貧困原因の類型化のための調査しか行われておらず，低所得・貧困層の推計を見当たらない。別海町の調査では，耕地経営面積による階層化を行い，被保護農家調査と重ねあわせて，被保護層が出現する階層―被保護層の母体となる最上階層―をもって貧困階層と規定している。

c）漁村調査の場合は，農村調査と対称的に2地域で独自の推計方法を展開している。このうち苫前町の調査方法は，階層区分に諸要素を組み込んだ点で異なるが，基本的には別海村調査の方式と同一である。

これに対して砂原村の場合は，家計調査を含む独自で綿密な手法がとられている。漁業世帯を漁船所有状況・経営規模により7階層に分類し，それぞれの階層から抽出した30世帯と被保護漁業者25世帯の個別調査を行い，被保護漁業者世帯の所得と家計費の最低生活基準比率を参照しながら，「貧困線」を確定し推計を行っている。[15)]

d）炭鉱地歌志内町の場合，「炭鉱社会」の独自性に着目し，階層化指標を職業，所得水準にとどまらず，社会保障適用の有無，福祉厚生施設利用の有無を加え，「最少限の貧困層」を確定している。

以上概観してわかるとおり，帯広調査，苫前調査，歌志内調査が独自の推計方式を採用し，しかも他の調査方式を代表するものであるため，今少し詳細にみていくことにする。

[帯広調査]

所得階層を，(A) 市民税所得割と均等割を納入している階層，(B) 均等割のみの階層，(C) 非課税者に3区分し，A・B階層に関しては「地域の凡ゆる階層を含む・・地域である」東西は大通りから東5条に至り，南北は南1丁目から南16丁目に至る地域を対象者の年間所得水準別職業分類を行い，C階層に関して全市の非課税者の事由別分布のうち，寡婦（306名），老齢者（177名）についてのみ同様の分類を行っている。[16)]

所得階層別の職業分布は自営業者が16%，サラリーマン階層34%，行商等が5%の割合であり，自営業層の主なものは，各種製造・販売業が圧倒的に多く，理容点，飲食店も少なくない。年収は20～30万円がモードを示している。サラリーマン階層は，事務員，店員，工員が80%を占め，年収10～20万円クラスがモードである。この階層に属する日雇等はその80%までが年収10万円未満である。

B階層構成は勤務先をもつものが37%，日雇・行商が35%，自営業者が28%であり，日雇層の年収は6万円をモードにして4～9万円の間に累積している。勤務先をもつものは9万円をモードに7～10万円が最も多く，3～6万円台も少なくない。これら「所得の低い階層」[17)]の職業を列挙すると，日雇，行商，内職，露店商，女中，工員，事務員，宗教従業者，運転手，外交員，洋服仕立て，古物商，理髪店，食糧品店，農業などである。

C階層は年収4～9万円クラスが74%を占め，9～11万円のクラスが11%，モードは6万円台である。所得のある寡婦，老人の職業をみると，日雇，小商店，女中，内職飲食店雑役，小使，下宿・貸間業，農業などであり，それに無業層が加わる。最低生活層とみなされる生活保護層の職業内容は非課税者中のグループとほとんど変わらないのみならず，納税者中の低所得階層（B階層）とも概ね合致する。

「帯広市の貧困階層を規定する指標として所得と職業とをとり，これを基準として……みると

6～10万円前後の年間所得を有する無職，日雇，工員，店員，雑役，行商，事務員，古物商，内職，芸人，遊芸師匠，治療師，大工，寮母，きこり，仲介業，農業，助産婦，建具製造，畜産業，請負業に累積している」[18]と結論ずけているが，その測定値については保留している。

こうした方法は大量観察の際には一定の有効性をもちうるし，課税額の決定がその対象者が生計中心者である限り，その所得と世帯のニード（主として家族人員とその年齢構成）を考慮した，いわば生活水準を推定する指標となりうることは肯首しうるが，他方難点としては，課税対象者が1世帯あたり何人いるかによって世帯を単位とした生活水準をただちに推定することができないこと，および，源泉徴収される雇用労働者と自主申告を基本とする自営業者で所得の信頼性に格差があること，また最低生活の限界を設定する基準が所得階層のモードだけからは判定しがたい事などが上げられる。帯広調査で6～10万円前後の年収をもって貧困階層としからざる階層を区別する基準とした根拠を，この調査方法の文脈のなかで発見することはできず，また世帯の生活水準にまで到達しえないことが貧困層の量的推計を保留せざるを得ない理由と考える。

［苫前調査］

調査は，漁業を中心とするK集落を対象として，その集落の漁業者世帯36戸中25戸と老齢未亡人世帯3戸の計28戸，全世帯の67％に当る世帯について行っている。この集落を選定した理由は，被保護漁業者世帯2戸がいずれも存在していることによる。

階層区分の指標は，所有漁船の動力の有無と隻数，漁業支出・収入水準，漁業資金の借入先（具体的には仕込親方からの借入資金の有無）の3つであるが，それぞれの指標の区分となる基準を考慮にいれると膨大な組合せ数になる。しかし実際には第4表のようにA～Gまでの漁家，漁業労働者階層に区分している。

2つの階層区分で特徴的な点は，仕込親方からの借入の有無を指標の1つにしていることである。この点に関して次のように述べている。

第4表　苫前調査における階層分類

階層	所有漁船		漁業収入・支出		仕込親方からの借入	調査世帯	貧困世帯	
	動力船	無動力船	所得	支出			被保護	要保護
A	1	2	—	16万以上	無	1	0	0
B	1	1	—	16万以下	無	1	0	0
C	1	1	—	16万以下	有	1	0	0
D	0	2	—	16万以上	無	5	0	0
E	0	1	30万以下	16万以下	無	3	0	1
F	0	1	28万以下	16万以下	有	8	2	0
G	0	0	賃金収入が漁業収入より多い		—	4	0	1
H	未亡人世帯					3	2	0

（同報告書より作成）

「……仕込親方との関係が深い漁家は単なる貸借関係を越えて子方分として漁業経営のことだけでなく，生活上までも援助を受けている」から「親方の性格が前貸制問屋資本であることは明らか」であり，「その支配を受け，金利・漁獲物販売価格の点で不利な条件を負いながら，しかしそれに依存せざるを得ない漁家は，その支配外にある漁家よりも低い階層にあるといってよい。」[19)]

たしかに個別調査の記録をみると「仕込親方からの借入分は，漁業貸金として一部は使用されているとしても，生活の状況から見てその中の相当分は生計の赤字の補充に回っているものと思われる」[20)]といった記述がみられ，生活の窮状と結びついていることがわかる。しかしこの指標が，「階層分化」といかなる連関をもちうるのかは説明されていない。ともあれこのようにして区分した社会階層の関連と序列に関しては，動力船所有階層にあってはA階層が，無動力船所有階層ではD階層が最上部に位置すること，E，F，G階層が下層に広がっていることは，はっきりしているが，「B，C，Dは確定した階層を形成しておらず……明確な区分をすることはできない」[21)]としている。

これらを前提として貧困階層の決定を「要保護・被保護の現れはじめる」E階層を基軸にして，それ以下の階層に属する世帯としている。

従ってこの集落における貧困世帯とは，

(1)　貧困層

(イ)漁業支出16万円，収入30万円の区分点以下の零細経営

(ロ)無動力船1隻を使用する

(ハ)借入金を仕込親方に依存する

(2)　ボーダーライン層

(イ)，(ロ)は貧困層と同じ条件で，仕込親方と関係がない

(3)　極貧層

老齢未亡人で中心的稼働者を欠いている世帯ということになる。この規定による推計値は掲げられていない。

地域住民の生活を，できるだけ多様な要因の組合せで階層区分をし，その序列の中で，被保護層（もしくは要保護層）が現れはじめる階層はどこであり，その生活構造要件はどのようなものであるのかを解析するというここで用いられた方法は，生活構造論的発想に基くものと思われる。つまりこの方法の前提には，貧困階層とは，そこに含まれる世帯の中で何らかの「生活上の事故」が発生すれば，直ちに被保護層に転落するような事故に対する抵抗力の弱まった世帯で構成されている階層であるとする認識があるように思われる。被保護層なり要保護層なりが出現しはじめる階層を，被保護層の母体と考えているのだと思う。このような考えかたは今日でも有効な視点であることに間違いないが，ここでの社会階層の把え方は，様々な要件の組合せによって，区分される同質的な集団という色彩が強く，相互の連関と，貧困層形成の機序が不分明になるうらみなしとしない。実際苫前調査においても階層相互の連関と，なぜある階層以下で被保護層が出現するのかという点に関しては，ほとんど触れられていない。

さらにこの調査では，すくなくとも2つの課題が残されたと考える。1つは，いわば前近代的とでも言うべき「前貸制問屋資本」の支配下に広がる貧困を，近代的社会保障・社会福祉でどう対応するのかという点であり，いま1つは，漁船を所有する漁家と無所有の漁業労働者を，同一指標による同一平面上の社会階層序列に組み込んで考察することの妥当性についてである。これ

らの課題は，実は北海道における貧困調査の方法をめぐりその後展開していく機軸にかかわるものであった。

[砂原調査]

この調査の独自性についてはすでに触れたが，生活保護基準にもとずく「貧困線」の設定方法について検討する。

調査を行った漁業者世帯の所得および家計費と最低生活費の相関を，(A) 所得額が最低生活費に占める割合，(B) 家計費が最低生活費に占める割合の2つの指数で示し，被保護世帯のそれと比較検討することからはじめている。

被保護世帯ではAの指数が100を下回るケースが多いことは当然としても，Bの指数が100を上回ることに着目して，「貧困線」の考察を行っている。さらに医療扶助単給世帯では，Aが136，Bが201にもなること，「現下の最低生活費の基準量が，現実には，一般勤労者生活費の3分の1程度のところにおかれている」ことなどの「数字をにらみ合せて妥当と思われる線」をAで150，Bで160として設定されている。[22)]

これによって調査世帯中の貧困世帯の社会階層的特徴を列記すると次のとおりである。

(1) 5屯以下の漁船所有者
(2) 年間総所得15万円以下のもの
(3) 家族1人当り月1,900円以下のもの
(4) 漁家層では，漁業所得が年間12万円以下のもの
(5) 付帯的に家族中に1人でも長期療養の疾病者が存在するもの

この結果に基き，全漁業者世帯における貧困世帯を算定すると，5屯以上の漁船を所有する階層から，漁業労働者層に至る各階層に分布し，推計522世帯3,586人のぼり，この数字は全漁業者世帯の89%，漁業者人口の88%にのぼるとしている。

砂原調査の貧困推計は，その方法においても推計値に関しても明解である。この明解さの根拠は2つあると思われる。

第1には，「貧困の概念を規定する最も基本的，かつ，便宜な基準なるもの」[23)]として最低生活費を用いたこと。

第2には，「本村の貧困の原はすべて漁業資源不漁に帰結するので，この場合，大型漁船はともかく，小型漁船あるいは若干の漁具等の所有の有無は，貧富の如何をさほど左右しない」[24)]という，道内の漁業に関する見識である。

このような視点に支えられて，網元船主層を除くすべての漁業者階層に貧困層を発見していると言える。

小論の冒頭で自営業層の貧困を，最低生活費という一本の線で測定しうるかという問題提起をしたが，[砂原調査] ではそれをみごとにやり終せている。これはどのようなことを意味するのであろうか。

沿岸漁業の資源枯渇深刻な段階に立ち至っている道内漁村では，漁業者はたとえ漁船を所有し生産に従事していたとは言え，漁家というにはあまりにも実質のともなわない，いわば「名目的」漁家であり，半プロレリアート的性格が強くその消費構造も一朝現金を大量に必要とする状況(たとえば家族員の疾病) になれば，たちまち生活に窮する現実を前提にして，このような測定方法が可能にになったのではないかと思う。そうであるとするならば，そこにみた貧困は旧来のもの

ではなく，なかば労働者の性格を有する漁業者の現代的貧困の姿であったのではないか。最低生活費をもって自営業層の貧困を発見する試みはこうした前提は内包したいるようにみえる。しかし漁民層全体の貧困層はその自営業層がどのような経路をたどり労働者層に分解・分化していく過程で形成されていくのかが残された課題であった。

［歌志内調査］

この調査においても所得の把握は課税所得にもとずいているが，個人所得の分布に把握するにとどまっているため，次の点を考慮に入れた階層区分をおこなっている。

「所得者の96.3％を占める給与所得者については，これを貧困に誘う諸危機に対拠すべき諸制度の適応及賃銀の間接的附加分とみなされる諸福祉施設の利用の有無によって，更に区分せねばならぬ……独占資本の支配する炭鉱社会の特徴として，企業内の諸福祉施設の利用・住宅の貸与及び燃料の現物供与等は現実の生活を程度の差はあれ潤しているのである。」[25)]

このような「炭鉱社会としての諸条件を加味して」所得階層を次の4つに分類している。

第1群，最上層部で年所得が31万円以上の，商工業主，北炭・三井・住友の3大炭鉱職員，1部従業員及び建設業職員層。

第2群，年所得21～30万円の官公庁職員，炭鉱職員，従業員，及び建設業職員，一部従業員，商工業主，

第3群，年所得11～20万円の官公庁職員，3大炭鉱下層職員，建設業の従業員及び中小商工業主，

第4群，年所得10万円以下のもの

(A)　社会保障制度の適応及び福利施設利用，便利を受ける者で，官公庁の下層職員，炭鉱・建設業の下層職員及び従業員

(B)　社会保障の適応がなんらなく，諸施設の利便も受け得ないもので，炭鉱の日雇的臨時夫，組夫，庶業従事者，日雇，行商―かつぎ屋であり，かつ被保護層も含む。

その上で被保護世帯の就労形態，収入状況を検討し，「第4群B層は……被保護世帯のそれに全く相照応するもの」[26)]であり，「最小限の貧困層」と規定している。

また，被保護層の転落過程の分析から

a．被保護層は，炭鉱の従業員あるいは組夫から転落したものが圧倒的に多く，かつ転落後の就労形態は不安定である。

b．疾病は，貧困層の生活を圧迫する決定的要因であり，奔馬性症状を呈する結核が多く，発病―死亡，発病―失職という事態の発生から生活の垂直的降下現像がみられる。

c．世帯員の就労状況も悪く，就労者は不安定な労働条件のしたにあり，かつ稼働力を有しながらも就労しえないものが多い。

ことを明らかにし，第4群A層，第3群を「転落危険層」と設定している。

貧困層の推計は，日雇的臨時夫136世帯，組夫200世帯，日雇100世帯，行商13世帯，被保護層141世帯，計590世帯としており，常住世帯の7.3％としているが，「転落危険層」の推計は保留している。炭鉱という単一産業を中心とした圧倒的な雇用労働者で構成されている地域における，社会階層区分に資本との支配・従属関係の強さの程度を加味した点で特徴があるが，被保護層への転落過程の分析を通して，ひとたび生活上の事故におそわれると，通常強いきずなでむすびついているはずの独占資本の下層労働者でさえ，垂直に転落する点に着目し，第3群をも転落危険層

の範囲に入れているのは注目される。さらにこの点に触れて次のように結論づけている。

「一般的に単一産業に集結している地域社会にあっては，生活上，相互扶助的紐帯は強いとされているが，しかし貧困がいまや『くらしのつまずき』に止らず，大量化し，社会体制上の問題となっているとき，その力は微力かつ一時的なものにすぎない。」[27)]

産業の解体（「石炭合理化」による）以前の炭鉱社会の貧困に，その現代的性格を見てとったと言いうるであろう。

以上，一連のシリーズの中で主要な調査報告に関して，貧困層推計の基底にある仮説ないし方法について検討したが，戦後の復興期にあってなお取り残されてきた北海道の地域社会に対する認識が，様々であったことがわかる。それにもかかわらず，貧困の現実を単に明らかにするというよりは，その解決の方向を必死に模索する様子がひしひしと伝わってくる。それは単に担当した研究者の意欲によってのみ支えられているものではなく，行政機関や地域住民の決意といったものまで包まれているように思う。貧困層の推計が問題なのではなく，貧困そのものが問題だったのである。

(3) 『北海道における貧困階層の推計』

この報告書はすでに触れたとおり，これまでみた一連のシリーズの総括編をなすものであり，籠山京氏の筆になるものである。従って，推計の方法はシリーズでは多様であったが本報告書では次のように整理される。

(A) 現在の被保護世帯の各階層における撒布状況をみて，これが一世帯でも撒布している階層を貧困予備階層とする。

(B) 貧困予備階層につき，被保護世帯のそれに近似しているような階層を，貧困階層とする。

(C) 現在の被保護世帯の生計調査によって明らかになった平均の生計費と同じ水準の収入以下の収入しかえられないような世帯群を，貧困階層のなかで特に極貧層して区分する。

以上の方法は，苫前・別海調査に共通する方法であり，他地域の調査結果と直接連結することに難があるが，この基準にもとずき各地域の諸階層を区分している。その際の階層区分表は第5表のとおりであり，推計世帯表は第6表である。算定根拠となる資料，算定方法が表示されているが，それは省略する。全道の21.4％の世帯を貧困階層と推定し，被保護層とその生活水準がかわらない極貧層が14.7％にも及ぶことを明らかにしたことは，当時の厚生行政基礎調査の推計値を上回る貧困層発見として重要である。

さらに報告書はその対策に言及して次のように言う。

「これら貧困層が形成される諸条件は，いわゆる社会保障制度をもって対応し得るべきとこれをこえる対策をもってしなければ如何ともし難い」すなわち「貧困の基本的な一般的な基盤が，農業においては土地問題と米価供出制度を考えなくてはならない性格のものであり，漁業においては，漁業生産力の向上と半封建的な漁業労働関係にあり，更に一般賃金労働者階級については，雇用政策と最低賃金制度をまたずしては，如何ともし難い性格のものである」としている。[28)]

そして特に零細経営の共同化の方向について，「小資本の共同農場あるいは共同漁業が大資本に対してどれだけの競争力を保持し得るか」と疑問をなげかけ，「我々は，漁家・農家を零細経営から解放し，近代的賃金労働者として創出するということが考慮の上に浮び上って来る……しかしそのためにまず，例えば，現に漁業において支配的な半封建的労働関係の止揚が先行しなければならない」とする。[29)]

他方労働者に対しても，「労働力再生産を可能とする賃金その他の労働条件の確保」という「都

第5表　階層区分図

(1)　ここに掲げた全部が貧困予備階層　全道の43.5%
(2)　二段目と一段目の和が貧困階層　全道の21.4%
(3)　一番下の段が極貧層(現行被保護世帯に同じ)全道の14.7%

水田三―二町　手耕比率50%		山林三―二町　手耕貨労なく		無動力船所有の漁夫	道内移動労働者	極貧層に入った母子不具廃疾、死人、家内労働者以外の無業者世帯					
二―一町　手耕	畑作三―一町　手耕	二―一町　手耕	畜主五―乳牛一町なし　手耕							臨時工の40%	日雇の40%	不安定職業者の40%
専一―一町未　兼五反未	専一―一町未　兼五反未	専一―一町未　兼五反未	専一―一町未　兼五反米	船なし漁夫	家内労働者で被保護世帯	老人世帯中の被保護世帯	不具廃疾者中の被保護世帯	母子世帯の42%	失業者	臨時工の60%	日雇の60%	不安定職業者60の%

前出『北海道における貧困階層の推計』p7

第6表　貧困世帯の全体に対する比率

	25　年	28　年	30　年	35　年
全　国	16.9%	—	20.7%	21.0%
北海道	—	21.4%	—	21.0%

前出『昭和35年度被保護調査』から作成

市労働の近代化が必要であり」，それを考えずして，農村その他における貧困階層の解消は考えられないし，この2つの前提としてこれを補完する形態で社会保障が整備拡充せられるべきであると結んでいる。

この仮説的提言をめぐって，その後の貧困調査は展開したようにみえるが，それは第2系列の調査の検討の際にあらためて論じたい。

(4)　『昭和35年度被保護者調査　Ⅰ　貧困層の推計』

この調査報告は，厚生省が行った厚生行政基礎調査に平行して実施した社会福祉基礎調査と被保護者全国一斉調査（北海道分）にもとずいている。対象者は前者は1959年の全道世帯の1/100にあたる9,746世帯と，'60年の8,725世帯の合計から被保護世帯277を差し引いた18,194世帯であり，後者は'60年7月1日現在の被保護世帯34,488である。

貧困世帯を低所得世帯と被保護世帯の和とすることとし，低所得世帯は，次のような方法で推計している。

1）厚生行政基礎調査の世帯人員別支出階層別世帯分布で用いた低消費基準以下を低所得世帯とする。

2）ところで，この基準を用いると，日雇世帯，行商露天商，単純労務者，サービス業被用者世帯の一部に基準を上回る世帯が出てくるが，これらの職業階層にある世帯を低所得世帯とみなさないのは，これまで行った調査結果に反するし，当然低所得に該当すると考えられるので，たとえ基準以上の消費水準にあっても低所得世帯とみなす。

従ってここに言う低所得世帯とは，日雇，行商露天商，単純労務者，サービス業被用者世帯の全部とその他の職業の中で低消費水準以下の世帯ということになる。

この推計方法は，それまでの推計方法と比較するための整合性を得るために多少強引な基準設定をしたと言えなくもないが，以下の点を含意するなら肯首しうるものと考えられる。

すなわち，ある職業階層の圧倒的な構成部分が低所得水準以下にあるならば，その階層にふくまれる世帯にたとえその水準を越えるものがあったとしても，それはかなり個別の事情（たとえば，平均的な就労状態を越えた過度の労働の結果等）によるものであり，その階層全体の特徴である低所得，不安定な状態になんら変更がないため，その階層を低所得階層と規定することは，容認されるであろうということである。

かつてC・ブースが「極貧」「貧困」等の生活状態を彼の職種・就労上の地位などにより分類した際，就労の状態がきわめてよく生活の状態も一致していたことを立証したことはつとに有名であるが，その際不規則・不安定な就労状態にありながら，極貧・貧困な状態を上回る生活水準のものがいたとしても，貧困解決の方向を検討する時，そうした階層を一括して問題にした態度が想起される。

低所得水準以下にある者を，いかに精密に測定するかということに目的があるのではなく，ある幅のある水準で析出される「低所得階層」の問題解決の視点が内包されていることにこそ意義があるのだと思う。

ともあれ，このような手法により得られた結果は，推計貧困世帯数226,590（全道世帯比21.1％）うち15.2％が被保護世帯であった。これは，1953年推計値21.4％とほとんどかわらない水準でこの間推移していたことを示し，また，1960年厚生行政基礎調査による低消費水準世帯推計比21.0％ときわめてよく一致していたことになる。（前出第6表）

3 小　　括

以上1953年から約10年の間に行われた「貧困層推計」にかかわる調査の方法に力点をおいて概観してきたが，冒頭に掲げた課題に即して整理し一応のまとめにしたい。

1）わが国の貧困研究および貧困の救済にかかわる仕事に携わるものにとって，S・B・ラウントリーほど馴じみ深い研究者はいない。実際彼の著作の大部分は訳出されており，その貧困研究の方法は随所に顔を出している。それにもかかわらず，この時期の北海道における貧困調査においては，貧困層を推計するために貧困線を活用するという手法は［砂原調査］を除いては見当たらない。すでに生活保護制度に確立し，その基準は不十分な面を含みつつも，かのラウントリーが考察したマーケット・バスケット方式によって算定された公認の貧困基準として存在していたにもかかわらず，その利用が部分的にとどまっていたのは何故なのか。

すでに触れたとおり，この時期以前に東大社研グループがいわゆる「富山調査」を用いて分析した『都市における貧困層の形成と分析』に関する考察の冒頭で，貧困線を用いた測定方法に関

する根元的な疑問を呈示していたから，その影響が貧困研究者の間に広がっていたことは予測される。くわえて「富山調査」それ自体の企画実行に籠山京氏らが深く関わっていたから，その再分析を「社会階層論的方法」によって行った氏原正治郎，江口英一両氏による前記論稿は，当然に北海道調査グループの注目するところとなっていたことは疑いない。貧困層の推計を目的とした，諸調査の出発となったシリーズの標題『階層分化の形態と貧困の類型』が示すとおり，階級・階層の分解・分化論を基底におく「社会階層論的」方法を，強く意識していたことにあらわれているとみるべきであろう。しかしこうした事情ゆえに，ラウントリー方式が用いられなかったというよりは，農山漁村を中心とする北海道における貧困のあり様と，「貧困線」となるべき生活保護基準の信頼性といった現実的問題があったために，それによる測定という方法がとられなかったとみる方が妥当なように思う。

第1には，保護基準が一般勤労者世帯の生活水準の3分の1程度というきわめて低い水準にあるため，貧困測定水準としては意味のないものと実感されていたと思われることである。もちろんこの水準にも達せず，かつ保護も受給していなかった要保護層が存在しており，それらの世帯が貧困世帯であることは間違いないが，いわばこうした被救恤的窮民層だけでなく，労働者・就業者層の貧困の規模と性格の解明にあたったとすれば，当時の保護基準は「貧困線」としての要件を，そもそも欠いていたことになる。

第2には，農漁民層の生活水準は，その所得水準からだけでは判断しがたい面をもっている点である。農漁業に限らず自営業層の場合，「私」生活に充用される所得がいくらであるかは，生産費との区分の点ではっきりしない場合が多く，またそれが経営によって得られた所得のどの位の割合であるのかの判断も難しい。しかも農民層の場合には原則として現金所得は年単位で入ること，及び自家消費生産物の消費がみこまれることなどの条件がつけ加わり，一層所得の把握が難しくなるものと思われる。

このような条件の下で「貧困線」にもとずく貧困測定が主流になり得なかったと考えられる。その意味で［砂原調査］が生活保護基準を貧困測定基準として用いたことは，すでに述べたとおり注目に値するが，先に示した難点をどのように解決したのか整理してみよう。生活水準を所得水準ではなく消費水準におきかえて，「貧困線」との比較を試みたという着想自体は目新しいものではないが，農漁民層の生活水準測定における困難をかなりの部分で解消させるだろう。現に厚生行政基礎調査の貧困層推計も「低消費水準世帯」の算出によっている。しかし［砂原調査］の測定における独自性は，生活保護基準を一定の意味ある「貧困線」に加工する過程で，被保護世帯の生活構造の特異性に注目した点である。

被保護世帯の消費生活の枠組は生活保護基準によって外在的に定まっているから，その消費生活はおのずと保護基準の枠と同等のものと考えられがちであるが，現実にはそうではない。[30]特に保護基準が一般世帯の生活水準の間に極端に格差の生ずる時期にあっては，その傾向は強まる。［砂原調査］では，被保護世帯の消費額を保護基準倍率であらわすと，調査した5ケースのうち100を下回ったものは1世帯のみで，あとは106，129，135，201，と1.3倍から2倍近い消費額になっているのである。その理由はここでは問わないが，保護基準額で生活の枠組が定められているはずの被保護世帯でも，その消費生活を保護基準の枠を上回る水準で営んでいる事実こそが重要である。逆に言えば，保護基準を1.2～2倍ほど上回所得しかない，あるいはその程度の消費生活しか営んでいない世帯があるとすれば，それは被保護層と同等水準だということになる。しかも当時農漁民層はもとより，小零細企業労働者，日雇，行商露天商などは，ほとんどが健康保

険のらち外におかれていたから，世帯員の誰かが重篤な病気になると生活保護の医療扶助に頼るほかなく，医療扶助だけを受給する単給世帯という形態が増加傾向にあった。こうした医療扶助単給世帯も確かに生活保護基準という枠にその生活が規制されるのだが，医療費支払い部分の生活保護適用という，世帯内の消費生活の外延部で生活保護とかかわりがあるという点で，生活扶助をはじめとする諸扶助を併給している，いいかえれば生活のすみずみまでもが保護基準の枠で規定されている被保護世帯とでは，生活感覚とでも言うべきものが異った存在であった。かくして保護基準の2倍程度の消費生活を，保護を受けながら（実際には医療費の現物給付だけであるから保護費は受け取らない）営むということになる。こうした点から医療扶助単給世帯は当時の労働貧民（working poor）の典型と考えられ，その消費生活水準と「貧困線」の関係について考慮が払われている点が重要である。

「貧困線」によって貧困層を測定する方法は，ともするとどのような水準を貧困と考えるかという，測定尺度の内実に関する検討になりがちであるが，貧困層の推計が本来貧困階層にある人々を発見しその性格をつかみ，どのようにして創み出されてくるかを明らかにする第1歩であるとするならば，ある幅をもった貧困線を設定し，それ以下の人々を積極的に発見するということがあってよいと思う。とりわけ，生活保護基準の如き公的扶助基準を用いる場合，それによる測定自体，公的扶助が十全に機能しているかどうかを問うことになり，福祉行政推進の視点からもっと活用されている方法である。

すでに見たとおりこの時期，ロウントリー方式による貧困測定はほとんど行われなかったが，そうであるからと言って，社会階層論的方法による測定ないし観察が行われるようになったというわけではない。

冒頭この時期の調査を3つの系列に区分したが，強いてあげれば，第2系列でかなり明確な課題を設定して「社会階層論的」方法での貧困階層への接近が試みられている。

第1系列の中心となった1953年のシリーズ調査での「階層分化の形態」と「貧困の類型化」の視点として中核的な方法と思われるのは，[苦前調査] にみられる「社会階層的」考察方法であった。

その方法的特徴を整理すると次のようになる。

(1) 生産手段の所有規模，所得・消費水準階級，資本調達方法といった，およそ生活を規定すると思われる「諸」要因の組合せによる階層化を行う。

(2) 被保護世帯，要保護世帯が出現しはじめる階層以下を貧困層と規定し，その量的把握と性格の分析を行う。

この方式は社会階層論的方法としては，特異である。

籠山京氏はその主著『戦後日本における貧困の創出過程』(1976年刊，東大出版会）において，ここに掲げた階層区分の方法で膨大な階層類型を提示し，その生活史を克明に追跡しながら，貧困の創出過程にせまろうとした。いわば籠山方式とでもよぶべき方法である。

社会階層的に貧困研究を行った代表的な例は，C・ブースの「ロンドン民衆の労働と生活」であろうが，彼の社会階層論的社会認識に関して，江口英一氏は

(1) 「酷貧」の生活水準にある浮浪者や日雇労働者は，その他の諸階層から転落しているもので構成されていること

(2) 社会全体の階層構造は「じゅずつなぎ」状であり，そこに流動関係が存在し，最下層の生活を極貧の状態にしておくことは，「いもずる」式に連なって全体の生活を押し下げること

の２つを特に強調しているが,[31]これは貧困層の問題が労働者階級全体の運命にかかわるという，ブースの社会認識をあざやかに示したもののように筆者には思える。

社会階層論的方式は，社会階級・階層構成表を精密に作成するためのものではなく，この社会を認識し，その中で必然的に生みだされる貧困を緩和・解消する方向を展望するという実践的課題を内包しているものであるとすれば，その動態の解明こそ重要であり，その手がかりを得るためのものなのであろう。

小論で検討した「貧困層の推計」に登場した「社会階層論的」考察方法は，この点に関してはまだ明確に指向されていたとは言い難く，次の系列の調査で展開されはじめたが，その検討は，他日を期する他ない。

１．課題と方法　脚注

１）江口英一著『日本および欧米における貧困・生活問題に関する社会調査の成立と発展の比較研究』（昭和62年度・科研費報告書）所収の『戦後日本における社会調査の展開―江口社会調査を中心にして―』（大須真治　執筆の項）Ｐ191を参考にした。

２）周知の通り，江口英一氏は氏原正治郎氏らと『都市における貧困層の分布と形成に関する―資料(一)』（東大社研『社会科学研究』第８巻第１号（1956年）所収の中ですでに社会階層論的貧困研究の方法を提起しており，他方籠山京氏は，1943年刊行の『国民生活の構造』（1942年，長門屋書房刊）を出発点として，戦後独自の生活構造論を展開し，階層移動との関連，最低生活費算定への応用など広い意味での貧困研究の方法を確立した。その両氏が，1956年から1959年までの３年間北海道大学教育学部で貧困研究を共同で行うことになる。

江口氏と籠山氏の出合の経過は，江口英一編著『社会福祉と貧困』（法律文化社刊　1981年）所収の籠山京氏の特別寄稿『江口貧困理論の確立によせて』等に詳しい。

３）unacceplable inequality 概念に関しては，高山武志著『英国の貧困概念― Deprivation について―』（1981年，『低所得層の研究Ⅰ』北海道大学産業教育計画研究施設報告書　No.20）など参照のこと。

４）籠山氏の社会調査方法論における「主体性」を問題にしたのは，江口氏であり，その経緯は籠山京著著作集第７巻の解題（江口執筆）に詳しい。『被保護結核世帯の生活指導』などの調査で，籠山氏自身が「主体性」という用語は使用していないが，生活指導の対象となる被保護者を

１　社会福祉活動に無知な人々

２　社会福祉のことについては知っているが，その恩恵に欲さないのは自分の不運とあきらめいる人々

３　社会的矛盾，社会悪にいきどうり反抗している人々

と分類したうえで家計の合理性と指導結果の成功・不成功との関係を分析している。江口氏の指摘した「主体性」の問題がこうした調査の方法の端はしに顔をのぞかせているように思われる。

５）小山進次郎著『生活保護法の解釈と運用』（中央社会福祉協議会刊，1950年）Ｐ32

６）マーケット・バスケット方式により，最低生活基準額は５人世帯4,100円（東京都の場合）と定められたが，市町村長の権限で支給できる限度額はその63.5％の2,600円にすぎず，都道府県知事の承認がある場合でも約80％に相当する3,500円までであった。（厚生省社会局保護課編『生活保護百問百答』第２輯，1949年）つまり「科学者の態度をもって」最低生活基準が算定されたとしても，その取り扱いは，もっぱら財政的事情を考慮した非科学的な態度がつらぬかれていたのである。最低生活基準額の食費における必要栄養量が100％充足され，とにかくマーケット・バスケット方式にもとずく科学

的基準に是正されるのは第13次改訂時（1953年）であった。

7）前提『都市における貧困の分布と形成に関する一資様㈠』 P 3

8）籠山京『昭和28年度被保護者生活実態報告 第3部，北海道における被保護世帯の最低生活費と保護基準』（北海道民生部 1955年）P 2

9）吉田久一編『社会福祉の形成と課題』（川島書店刊 1981年）所収 拙稿『戦後公的扶助の展開』P 163

10）憲法25条第1項。なお，「すべて困窮する国民」の概念に関して，憲法前文との関係で論じたものとして，小川政亮著『国家・家族・社会保障』勁草書房刊（1964年）がある。

11）小論は，1）の(3)で分類した第1系列の調査について検討分析するにとどまる。「1950年代北海道における貧困調査」というテーマの範囲からすれば，第1表中の『貧困層とその所得構造（Ⅰ～Ⅴ）』も対象とすべきであるが，このシリーズはむしろ1960年代以降の江口調査論，籠山調査論として展開していく出発点となるものと考えられ，多くの論点をふくんでいて別にあっかったほうがよいこと，および，次節で展開するように1950年代調査は，貧困層の推計ということに力点があったわけで，貧困層の内部構造，形成過程分析を主眼とする1960年代調査とは明らかにことなるため，改めて「1960年代北海道における貧困調査」としてまとめるつもりである。

2 貧困層の推計 脚注

1）この巻の執筆担当者は中鉢正美氏になっているが，文体からして籠山氏ののものと思われたため，高山武志氏に確認したところ，中鉢氏が執筆不能となり籠山・高山両氏で分析・執筆したという。

2）調査・執筆者は，城戸崎彰，川田米蔵，中村順子，の各氏，なお執筆分担は不明

3）『北海道生活白書』（北海道 1953年）知事の序言

4）同上 P 199

5）同上 P 207

6）『北海道における階層分化の形態と貧困の類型』（北海道総合開発委員会事務局 1953年）はしがき

7）前掲『北海道における階層分化の形態と貧困の類型』シリーズの総括責任者は明示されていないが，調査員の中で教授は籠山氏のみであり，高山氏の聴取調査によっても，籠山氏が受託責任者であることが確かめられた。

8）『昭和35年度被保護者生活実態調査報告―貧困層の実態とその問題点―』（北海道民生部 1962年）籠山『調査結果の解析にあたって』

9）「ボーダーライン」概念が登場するのは，1952年11月，厚生省大臣官房広報渉外課，全国社会福祉協議会連合会編『社会福祉行政資料』中の『国民生活の概況』で，「現にわれわれ国民の中には200万に及ぶ被保護者がいるわけだし，保護を受けていなくとも，ボーダーライン上にうごめく，食えない人々はこの何倍にも及ぶであろう……」と指摘したことに端を発し，1954年に『厚生の指標 第1巻第11号』によって，被保護階層と同等もしくはそれ以下の消費水準にある「低消費水準地帯」が，140万世帯700万人に及ぶとの指摘が公表されるにいたり，「ボーダーライン層」研究が雑誌『社会事業』誌上で取り上げられるようになったばかりでなく，日本社会福祉学会のメイン・テーマとなり，1958年発行の学会編『日本の貧困』の副題にまでなった。

『社会事業』（1953年11月号および1956年7月号，同11月号）および，日本社会福祉学会編『日本の貧困――ボーダーライン階層の研究――』（有斐閣刊1958年）など参照

10）わが国の社会保障闘争のなかで，生活保護基準の違憲性を問うて有名な朝日訴訟の主要な争点の1つ

は，ボーダーライン層の存在をめぐる問題であった。

第１審判決で敗訴した国が，控訴審に提出した準備書面で，なぜ保護基準を引きあげることができないかという点にふれて，つぎのように述べている。すなわち「自力でこのボーダーライン層の生活水準を維持出来ず，現に保護を受けている者は全国人口約２％に達するのである。保護水準を引きあげることは，必然的に引きあげられた生活水準を自力で維持できない者に対して保護を与えねばならない結果となり，全人口の約１割にも相当する保護水準人口（ボーダーライン層の人口――引用者）の更に大幅な増加，従って被保護者数の激増を招来するおそれがある。ボーダーライン層の現実の生活水準と無関係に，また予算の有無・財政の如何に拘らずこれを支配すべき絶対的な保護水準となるものなど到底ありえないはずである」と。

11）前出『北海道生活白書』p 205

12）同上　P 208

13）同上　P 223

14）前出『北海道における階層分化の形態と貧困の類型』はしがき

15）貧困線を尺度として，貧困測定を行う方法はロウントリー以来の伝統となっているが，戦後の早い時期に保護基準の一定倍率をもって，貧困線ないし低所得水準線としたものとして，公表されているものは，昭和31年10月に行った『尼ケ崎市民生活実態調査』がある。砂原調査はこの４年前に実施されており，最も早い時期のものと思われる。なお，英国における，アーベル・スミスとピーター・タウンゼントの『The poor and the poorest』が，1963年に同様の方法で貧困推計を行って以来，江口英一氏らの中野調査（1974年），高山武志氏の札幌調査（前出『大都市における低所得層の調査』）などが行われている。

16）前出　都市の部（帯広市）P 17

17）同上　P 30

18）同上　P 36

19）前出　漁村の部（苫前町）P 36

20）同上　P 22

21）同上　P 39

22）周知のとおり，生活保護の要否は，当該世帯の収入と世帯の最低生活基準の比較にもとづいて行われる。最低生活費を下回る収入しかない世帯は要保護世帯とし，保護受給要件を満たした世帯ということになる。ところで，これら一連の調査が行われた1950年代半ばには，まだ全国民を包括する健康保健が整備されておらず，無保険者世帯の場合，世帯員に受診を要する病人がでると，その診療費は直ちに家計を圧迫するものとなった。したがって，たとえ収入が最低生活費を上回っていたとしても，その差額を越えて医療費の支払いをしなければならない世帯の場合，結果的には医療費を支払うことによって，最低生活費を欠く生活を強いられることになるため，こうした世帯の医療保障として，医療扶助のみを給付する医療扶助単給世帯がかなりの数にのぼっていた。なお，この単給世帯の場合，最低生活費をこえる収入との差額は医療費の一部自己負担として医療機関に支払うことが義務づけられている。それはともかく，これら医療扶助単給世帯は収入が最低生活費を上回っている世帯であるから，その消費水準は勢い，最低生活費以下の収入しかない併給世帯に比べて高い傾向にあった。砂原調査の貧困線設定に際してその点に着目したことも測定方法のユニークさの一因である。

23）前出　漁村の部（砂原調査）P 96

24）同上　p 102

25）前出 炭鉱の部（歌志内町）P 36

26）同上 P 76

27）同上 P 117

28）前出『北海道における貧困階層の推計』P 14

29）同上 P 16

30）前出『低所得層の研究 Ⅰ』参照のこと。

31）籠山京・江口英一共著『社会福祉論』（1974年 光生館刊）第2章『社会福祉の対象』参照のこと。